

令和2年11月5日
平塚信用金庫

お客さま 各位

各種定期預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、各種定期預金規定の一部を下記のとおり、改定いたしますのでお知らせ致します。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用となります。

記

1. 改定対象規定

(1) 定期預金等規定集

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定

(2) 財産形成預金規定集

- ・ 財産形成期日指定定期預金規定
- ・ 財産形成住宅預金規定
- ・ 財産形成年金預金規定

2. 適用開始日

令和2年10月12日（月）

3. 改定内容

定期預金等を満期日前に解約する場合の適用利率の計算については、小数点第4位以下を切捨てる取扱いとしておりましたが、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用する取扱いへ変更いたします。

以上

TRibank Hiratsuka 平塚信用金庫